

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

示

正誤

昭和三十三年七月三十二日付け鳥取県規則第
二十六号中訂正

鳥取県告示第百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二

項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木
部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石破二朗

◇ 告示
道路の供用開始
建設業者の登録
種畜證明書の返納
耕地整理換地処分の認可
土地改良区の役員の退任及び就任
土地改良区の成立
土地改良事業の認可
計量器定期検査の実施
健康保険法による保険医療機関の指定

◇ 遷管告示
選舉管理委員会の招集
教委告示
昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示
第十三号の一部改正
鳥取県立盲学校別科の設置
職業訓練指導員試験の合格者
職業訓練指導員試験の実施

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|-----|-------------------------------------|------------|
| 一級国道 | 九号 | 鳥取県東伯郡東伯町大字八橋字御城山から 赤崎町大字赤崎字花見まで | 昭和三十六年四月一日 |

鳥取県告示第百四十六号

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月十四日

| 登録番号 | 登録年月日 | 名称 | 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 | 摘要 |
|----------|--------|---------|---------------|-------|--------|
| (へ)第四五〇号 | 昭三六、二六 | 常盤建設(株) | 鳥取市卯垣一五三 | 山田 信治 | 土木、管工事 |
| " 第五四五号 | " 三、四 | (株)小林組 | " 行徳一八四 | 小林 菊造 | 建設工事 |
| " 第五四三号 | " 二、二七 | 影島木材(有) | 糸子市上福原一、一五三ノ四 | 影島 精一 | 建築工事 |
| " 第七三三号 | " | " | " | " | " |

鳥取県告示第百四十七号

建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年三月十四日

| 登録番号 | 登録年月日 | 名称 | 主たる営業所の所在地 | 申請者氏名 | 摘要 |
|----------|---------|-------|------------|-------|----|
| (へ)第七三一号 | 昭三六、三、九 | 田 村 組 | 鳥取市行徳一三〇四 | 田村 政美 | " |
| " 第七三三号 | " | 西 津 組 | 八頭郡智頭町大字野原 | 西津 敦 | " |
| " 第十六号 | " | 春 菊 | " | " | " |
| " 第十八号 | " | 桑 林 | " | " | " |

鳥取県告示第百四十八号

次の種畜につき、種畜証明書が返納された。

昭和三十六年三月十四日

| 種畜証明書番号 | 名号 | 種類 | 飼養者住所 | 氏名 | 摘要 |
|-----------|-----|------|---------------|----|------|
| 昭三五鳥地第十三号 | 龍 桜 | 黒毛和種 | 鳥取県八頭郡河原町 田 中 | 稔 | 土木工事 |
| " | " | " | " | " | " |
| " | 春 菊 | " | 八東町 潟戸根 勇 | " | " |
| " | 桑 林 | " | 用瀬町 田 中 卍治 | " | " |

鳥取県告示第百四十九号

氣高郡末恒村小沢見耕地整理組合から申請のあつた耕
地整理換地処分について、耕地整理法(明治四十二年法)

律第三十号)第三十条第三項の規定により、昭和三十六
年三月八日認可した。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県告示第百五十一号

西伯郡岸本町大原野口敏智ほか十四人の者から申請のあつた大原土地改良区は、土地改良法（昭和三十六年法律第二百九十五号）第十条の規定により昭和三十六年三月十日成立した。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日 検査区域 検査場所
四月十七日 東伯郡泊村 泊第一劇場

十八日

東郷町

舍人農業協同組合

十九日

東郷小学校

花見小学校

二十日

東郷農業協同組合松崎

二十一日

支所

二十四日

羽合町

宇野小学校

二十五日

東郷農業協同組合松崎

二十六日

支所

羽合小学校

二十七日

三朝町

長瀬小学校

二十八日

三徳小学校

三朝中学校

鳥取県知事 石 破 二 朗

監事 森田 宗則 倉吉市穴沢
河野 隆義 東伯郡大栄町大字穂波

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条

条第十項の規定により、大灘土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

退任した役員の氏名及び住所

理事 安藤 庸喜 倉吉市穴沢

山根 永久 北面

石川 国平 尾原

石田 才一 別所

松本 定市

石田 孝道

森田 宗則

河野 隆義

松本 定市

石田 才一 別所

澤山長太郎

磯上 百蔵

東伯郡大栄町大字穂波

原

穂波

山根 永久 北面

石川 国平 尾原

石田 才一 別所

澤山長太郎

原

昭和三十六年3月14日 火曜日 鳥取県公報 第3206号 4

昭和三十六年二月十日臨時総会において総選挙の結果
当選し一月十六日就任、任期二年。

00951

昭和36年3月14日 火曜日 鳥取県公報 第3206号 6

二日

関金町 鴨川中学校

備考 計量法第百四十二条但書による所在場所で行なう定期検査については、実施の場所をその所在場所とし、実施期間を昭和三十六年四月十七日から五月十六日までとする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第百五十四号

| 名 称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 開設者氏名 | 指 定 年 月 日 | 採 用 点 数 表 |
|-------|----------|-------------|-------|--------------|-----------|
| 安達 医院 | 日野郡日野町黒坂 | 内科、小兒科、放射線科 | 安達 厚 | 昭和三六、二、二 乙ノ二 | |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県選挙管理委員長 福光正義

一 日時 昭和三十六年三月十七日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館

三 議題 公明選挙推進計画について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

昭和三十四年三月鳥取県教育委員会告示第十三号（鳥取県立高等学校の校名、位置及び課程）の一部を次のように改正し、昭和三十六年四月一日から実施する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

別表中

| 倉吉東高等学校 | | 全 日 制 | | 普 通 科 | | 普 通 課 程 | | 倉吉市堺町二丁目二〇一番地 | |
|---------|-------|-------|---------|---------|-------|---------|---------|---------------|---------|
| (定 時 制) | 普 通 科 | 商 業 科 | 電 气 課 程 | 機 械 課 程 | 商 業 科 | 電 气 課 程 | 機 械 課 程 | 商 業 課 程 | 電 气 課 程 |
| | | | " | " | | | | | |
| | | | " | " | | | | | |

を

| | | 普通科 | | 普通課程 | | 倉吉市堺町一丁目二〇一番地 | |
|------|-----|-----|-----|------|------|---------------|---|
| (夜間) | 定期制 | 全日制 | | 工業科 | | 機械課程 | |
| | | 専攻 | 商業科 | 商業科 | 電気課程 | 普通課程 | 〃 |
| | | | | | | | |

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和三十六年四月一日から鳥取県立盲学校別科を次のとおり設置する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取市立川町五丁目

に改める。

別科とし、修業年限は二年とする。

三 設置場所

鳥取市立川町五丁目

一 設置する学校名
鳥取県立鳥取盲学校

公 告

消防法(昭和二十三年法律第二百八十六号)第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱主任者試験を次のと

二 設置課程及び修業年限

おり実施する。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石破二朗

一 試験の期日及び場所

昭和三十六年四月二十三日 午前八時三十分から

2 試験の場所

鳥取市立川町五丁目 鳥取大学学芸学部

倉吉市堺町

倉吉東高等学校

米子市錦町

米子西高等学校

2 甲種危険物取扱主任者試験(以下「甲種試験」という。)

1 乙種危険物取扱主任者試験(以下「乙種試験」という。)

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

三 試験科目

基礎物理学及び基礎化学

2 乙種試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 基礎物理学及び基礎化学

1 甲種試験の試験科目は、次のとおりとする。

物理学

(四) 危険物の取扱作業に関する保安に必要な基礎

化学

(五) 燃焼及び消火に関する基礎理論

(六) 危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方

法

(七) すべての種類の危険物の性質に関する概論

(八) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の

危険物に共通する特性

(九) 第一類から第六類までのうち受験に係る類の

危険物に共通する方法

(十) 受験に係る類の危険物の品名ごとの一般性質

(十一) 受験に係る類の危険物の品名ごとの火災予防

及び消火の方法

(十二) 危険物に関する法令

(十三) 同時に二種類以上の乙種試験を受ける者について

(十四) 前項の試験科目のうち一種類の当該試験の第一

(十五) 号及び第三号の試験科目をもつて他の種類の当該試

験の当該科目を兼ねることができる。

四 受験資格

1 甲種試験は、昭和三十六年四月二十三日までに次

の各号の一に該当する者

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に

よる大学若しくは短期大学において化学に関する

学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと

同等以上の学力を有すると都道府県知事が認定し

た者で、六月以上危険物取扱の実務経験を有する

もの

2 乙種危険物取扱主任者免状の交付を受けた後二

年以上危険物取扱の実務経験を有する者

3 乙種試験は、昭和三十六年四月十五

月以上危険物取扱の実務経験を有する者

五 出願手続

1 受験願書受付期間

昭和三十六年三月十四日から昭和三十六年四月十五

日午後五時まで（郵送の場合には昭和三十六年四月十

五日午後五時までに着信のものに限る。）

2 受験願書の提出先

鳥取市東町二丁目一一〇番地 鳥取県総務部地方課

(四) 写真 二枚

受験願書提出前六月以内に撮影した脱帽正面上半

身像の名刺形のもので、その裏面に撮影年月日、

氏名及び年令を記載したもの（一枚は受験願書の

所定の欄にはりつけ、他の一枚は試験当日に受験

票の写真欄にはりつけて持参する。）

(八) 第一類又は第五類の危険物にかかる乙種試験を

受ける者であつて、火薬類取締法（昭和二十五年

法律第百四十九号）第三十一条第一項の規定によ

る甲種火薬類作業主任者免状、乙種火薬類作業主

任者免状若しくは丙種火薬類作業主任者免状又は

同条第二項の規定による甲種火薬類取扱主任者免

状若しくは乙種火薬類取扱主任者免状を有する者

については、試験科目のうち2の(一)(イ)及び(二)

並びに2の(二)(イ)及び(二)(二)の試験科目が免除されるか

ら所持する免状の写しを提出すること。

4 受験票

所要事項を記入し受験願書を切りはなさないで提出

実務経験を有することを証明する書類

(二) 四の2に該当する者は、六月以上危険物取扱の

実務経験を有することを証明する書類

(三) 四の1の2に該当する者は、最終学校卒業証明

書及び六月以上危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類

(四) 四の1の2に該当する者は、乙種危険物取扱主任者免状の写し及び免状の交付を受けた後二年以

上危険物取扱の実務経験を有することを証明する

書類

正 誤

昭和三十三年七月二十二日付け鳥取県規則第二十六号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

木下秀実
田中政直
橋本繁人
長谷川南
吉村晴弘
竹内和彦
溝口滿明
田中仁
谷内吉
酒本克己
篠谷順二
武田博

2 頁 段 行

誤 契約の日の翌月

正 契約の日の翌日

すること。なお、この際には受験票には写真をはらないこと。

4 その他不明の点は、鳥取市東町二丁目一一〇番地
鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

5 受験手数料

甲種試験を受けようとする者は八百円、乙種試験を受けようとする者は、一類ごとに五百円に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にありつけ消印しないで納付すること。

六 その他

- 1 受験願書、実務経験証明用紙、受験票その他の用紙は、各市消防本部、各町村役場又は鳥取県総務部地方課に請求すること。（郵便で請求の場合は、あて先を明記し十円切手をはつた返信用封筒を同封すること。）
- 2 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は、実務についた場所の事業主（会社の支店等にあつては支店長）の証明
- 3 一たん納付した手数料は、申込みの取消又は受験しなかつた場合でも返還しない。

昭和三十六年三月十四日

鳥取県知事 石破二朗

職種 氏名

木工 熊田勇

西木宏

浅井輝美

田中義徳

小谷勉

竹内敦

伊藤茂

北垣一二

自動車整備工

竹内

浅井

田中

小谷

木西

石破

二朗

義徳

茂

敦

北垣

一二

条の規定により昭和三十五年二月十九日及び二十日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、毎年度の初め「鳥取県公報」の購読者を募集しています。

鳥取県公報には、われわれ県民の福祉や権利、自由に影響するところが大きく、かつ、県の行政執行の基本をなす条例、規則、告示等が登載公表されます。

県政を理解するには、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっています。

購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月百二十円、郵送料を含む。）を添えて三月二十五日までに当課あてお申込みください。

なお、官公署が購読を申込まれる場合は、その購読料金は、四月以降に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、
鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金
円を添えて申し込みます。

昭和三十六年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行者 火、金
印所 鳥取県鳥取市東町一丁目
〔定額〕一部月額一二〇円(配送料共)
鳥取県鳥取市栗谷町印刷所